

浅口市介護予防・生活支援サービス事業

訪問型・通所型サービス事業利用の流れ

①連絡・契約

対象者（要支援1または2と認定された方、基本チェックリストで事業対象者と認定された方）は、高齢者支援課(地域包括支援センター)または浅口市指定介護予防支援事業所の職員が担当し、サービス利用のご相談をお受けします。職員が重要事項について説明し、同意を得て介護予防契約



②話し合い・介護予防ケアプランの作成

ご本人やご家族と話し合い、どのようなことで困っているのか、どのような生活を希望するのかなどについて話し合いをします。話し合いの結果、具体的な目標や利用するサービスなどを定めた介護予防ケアプランを作成します。（無料）



③サービスの利用開始

サービス利用開始前に、ご本人やご家族とサービス事業所の担当者、職員でご利用にあたっての話し合いを行い、介護予防ケアプランに基づいてサービスの利用を開始します。利用後も、一定期間後に目標が達成されたかどうかを評価します。



訪問型サービス

総合事業訪問サービス

サービス提供時間	原則45分	
利用回数	事業対象者	週1～2回程度
	要支援1	
	要支援2	
利用者負担（月額負担）※1割の場合	1週に1回程度	1,176円/月（別途加算あり）
	1週に2回程度	2,349円/月（別途加算あり）
	1週に2回をこえる程度	3,727円/月（別途加算あり）
実施事業所	市の指定訪問介護事業所	
内容	ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴など日常生活上の援助をします	

お元気訪問サービス 〈短期間〉

サービス提供時間	原則1時間未満	
利用回数	継続した6か月間で上限24回	
利用者負担 (回数負担)	生活援助：1回200円	
	身体介護：1回230円	
委託事業所	福祉あさくちヘルパーセンター	
内容	退院直後や体調変化等で 一時的に 支援が必要な場合にホームヘルパーが訪問して、日常生活上の援助をします	
※委託している方も使えます。利用の希望がある場合は、新規プラン作成時に高齢者支援課 主任ケアマネにご相談ください。		

通所型サービス

総合事業通所サービス

サービス提供時間	事業所により異なる	
利用回数	事業対象者	週1回程度
	要支援1	
	要支援2	週2回程度
利用者負担 （月額負担） ※1割の場合	事業対象者	1,798円/月
	要支援1	
	要支援2	3,621円/月
実施事業所	市の指定通所介護事業所	
内容	通所介護施設に通い、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います	

お元気通所サービス 〈短時間〉

サービス提供時間	事業所により異なる
利用回数	週1回程度
利用者負担 (回数負担)	1回300円
委託事業所	機能訓練専門デイサービス一歩 さつきの里デイサービスセンター 寿光園デイサービスセンター・ オペラハウス鴨方デイサービスセンター リハビリcafé アイボリー 寄島在宅福祉センターカニ丸の家デイサービスセンター よりしま中西医院デイサービスセンター
内容	市が委託した事業所に通い、日帰りで運動器の機能 や生活機能の向上を図るためのサービス ※送迎を 含む
※委託している方も使えます。利用の希望がある場合は、新規プラン 作成時に高齢者支援課 主任ケアマネにご相談ください。	

生活支援サービス

【対象者】65歳以上の一人暮らしまたは75歳以上のみの世帯対象

みんなで支え合い生活支援サポーター事業（みなサポ）

サービス提供時間	1回30分程度	
利用回数	事業対象者	週1回程度
	要支援1	
	要支援2	
利用者負担	無料	
内容	市の養成講座を受講した生活支援サポーターが定期的に訪問し、軽微な支援（ゴミ出しや掃除・買い物など）を行うサービス	



高齢者給食サービス事業

サービス	見守りサービス	低栄養防止サービス
利用回数	1日1食（週7回）	1日1食（週3回）
利用者負担	お弁当代他は実費	1食200円補助
委託事業者	まからずやストアー 大惣ケアフードサポートひまわり	
内容	市が委託した配食事業者が昼食や夕食のお弁当を手渡して配達する際、高齢者の安否を確認し、異常がある場合には関係機関へ連絡を行うサービス	市民税非課税世帯の人で、アセスメントにより低栄養リスクがあると判断した人に対して弁当代の一部を補助し、低栄養を防止するサービス

※委託している方も使えます。利用の希望がある場合は、高齢者支援課 筒井に連絡してください。
みなサポ事業は社会福祉協議会とのやり取りがあるため、みなサポ部分は高齢者支援課の職員が担当します。

【お問い合わせ先】

高齢者支援課（地域包括支援センター） Tel.0865-44-7388

R6.4月時点